

## 新型コロナウイルスに関する支援策のご案内

小田原箱根商工会議所

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対する補助金制度等の支援策につきまして、以下の通りご案内しますので、ぜひご活用ください。  
(令和2年7月22日時点)

### ■家賃支援給付金

売上の急減に直面する事業者に対して、地代・家賃・駐車場代等の負担を軽減、テナント事業者に対する給付金。

※身内間での支払いについては対象にならない可能性があります。

※複数店舗所有する場合などは法人・個人単位での申請となり、店舗毎の申請ではありません。

・対象者 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月で以下に該当する者

①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少 \*①、②のいずれかで対象

・給付額 直近の支払家賃（月額）に係る給付額（月額）の6倍（6カ月分） 法人最大600万円

給付額（月額）、法人50万円、個人事業主25万円まで給付率は2/3

上記を超える場合は、給付率1/3（給付額上限月額 法人100万円、個人100万円）

・申請期間 令和2年7月14日～令和3年1月15日

・申請方法 ①家賃支援給付金ポータルサイトより申請

②申請サポート会場で申請（事前予約必須 電話番号：0120-150-413）

・お問い合わせ先 家賃支援給付金コールセンター 電話番号：0120-653-930

詳細は、<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html> 経済産業省HPをご覧ください。

### ■神奈川県 感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステム

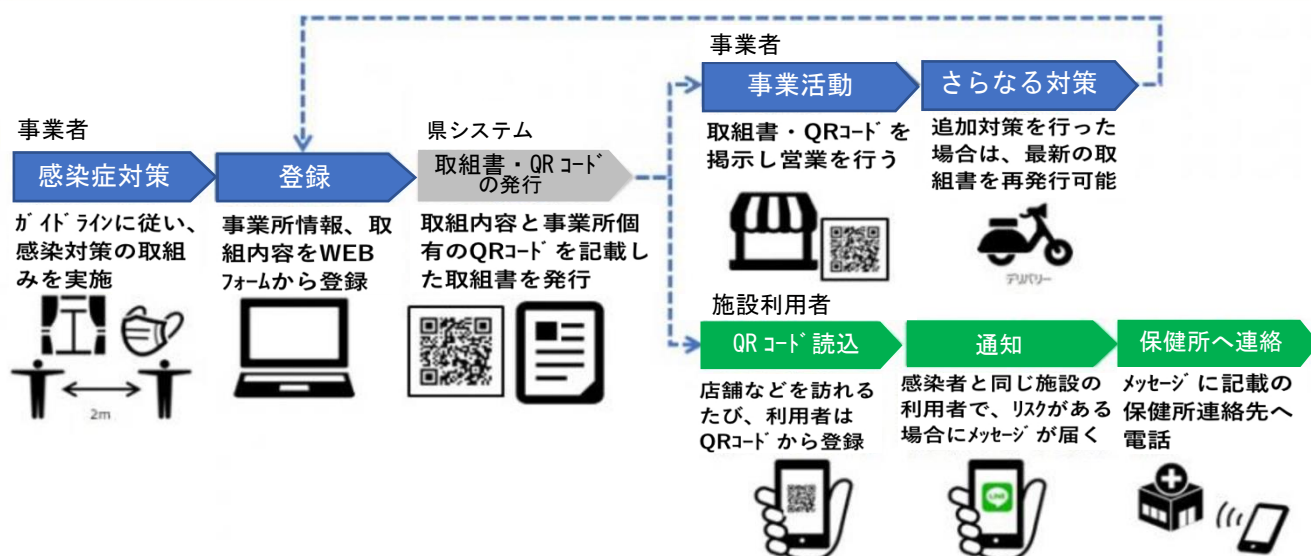
[【https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/lineosirase.html】](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/lineosirase.html)

令和2年7月17日に神奈川警戒アラートが発令され、神奈川県は国が示した基本的対処方針を踏まえた対処方針を公開しており、事業者の皆様における感染防止対策の促進として感染防止の対策が一覧で分かる「感染防止対策取組書」を発行しています。事業所登録を行い発行された取組書を店舗などに掲示していただく事で、利用者の方も安心して来店・参加ができます。

安心の提供と、感染拡大防止のため、事業者の皆様はこの取り組みをぜひご導入ください。

※感染防止対策の取り組みはGoTo トラベル・GoTo イート事業への参加登録の際にも必要となる可能性があります。こちらに関しては詳細が分かり次第お知らせいたします。

### 取組書・QRコード発行、利用の流れ



【問合せ】 小田原箱根商工会議所経営支援グループ TEL 0465 (23) 1811

上記以外の支援策については、「[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)」のWEBサイトをご覧ください。